

仕様書

1 事業名称

高校生向け EXPO 教育プログラム関連イベント企画運営等業務委託

2 事業実施期間

契約締結日～令和 7 年 11 月 30 日（日曜日）

3 事業目的

大阪府・大阪市では、大阪・関西万博（以下「万博」という。）の成功に向けた機運醸成の一環として、未来社会の主人公となる高校生が、万博のテーマ、コンセプトを深く理解し、万博の会期前、会期中、会期後を通じて新たなアイデアを創造・発信する担い手になることを目指して、令和 4 年度に「高校生向け EXPO 教育プログラム」（以下「教育プログラム」という。）教材を作成した。

令和 5 年度は、令和 4 年度に作成した教育プログラムを高校の授業等で活用するとともに、「高校生 EXPO サミット 2024」を開催し、自分たちの考える「いのち輝く未来社会」に向けたアイデア発表を通じて、万博の理解促進につなげた。

令和 6 年度については、教育プログラムを広く周知し教材活用校のさらなる拡大を図るとともに、万博のテーマである「いのち輝く未来社会」に向けたアイデアを実際に社会と関わりながら共創することを目的として、ワークショップ及び交流会を実施している。

令和 7 年度については、高校生向け EXPO 教育プログラム関連イベント（以下、「本イベント」という。）として、「高校生 EXPO サミット 2025（仮称）」（以下「EXPO サミット」という。）を実施し、高校生が「いのち輝く未来社会」に向けたアイデアを発表するとともに、サミット参加者らにも「いのち輝く未来社会」とは何かを考えるきっかけになることによって、それぞれが主体的に未来に向けて行動することにつながることを目的とする。なお、当日は大阪府教育庁主催のダンスコンテストも本イベントで実施する。

（※参考）

➤ 教育プログラムの概要

- ・未来社会の主人公となる高校生が「いのち輝く未来社会」とは何か、という問いに自分なりの答えを探究し、万博の会期前・会期中・会期後を通じて、新たなアイデアを創造・発信する担い手になってもらうことをめざす探究学習プログラム。
- ・「プラスチックごみ」、「健康」、「食」、「文化」、「メタバース」、「多様性」の 6 つのトピックから生徒自身が関心のあるものを選択し、探求学習を進める。

➤ 教育プログラム及び「高校生 EXPO サミット 2024」の詳細は下記を参照。

<https://www.expo-osaka2025.com/summit/>

4 事業概要

高校生による「いのち輝く未来社会」に向けたアイデア発表、万博参加国の高校生等との意見交換、大阪府教育庁主催のダンスコンテストとも連携して実施する、学生主体の未来社会に向けて行動するきっかけとなるイベントの開催

(1) 開催日

令和7年7月30日(水)(本イベントの時間帯は10時から15時30分を想定している。
会場使用時間は0時から17時の範囲で設営・撤去を完了すること。具体的な時間は別途協議の上決定。)

(2) 開催場所

EXPO ホール (大阪市此花区夢洲 (万博会場東ゲート側))

なお、ホールは発注者において確保しているが、ホールや付帯設備等の使用料等は経費に含めること。

(3) 集客目標

2,000人程度

(4) ステージプログラム (※現時点の想定であり、変更の可能性がある。)

	所要時間	項目	内容	出演者	備考
ア	10 分	オープニング	・主催者挨拶 ・EXPO サミット紹介	・主催者 ・MC	
イ	120 分	EXPO サミット	・アイデア発表と質疑応答 ・著名人講評 ・作文の朗読 ・フォトセッション	・MC ・サミット発表者 ・著名人 ・作文入賞者	・EXPO サミット発表は、1トピック 20 分 (発表 10 分+コメント 5 分+質疑応答 5 分) ×トピック ・作文の朗読は 3 名を想定
10 分【休憩 (転換時間)】					
ウ	180 分	ダンスコンテスト	・オープニングダンス ・小中高生によるダンス ・著名人によるダンス ・ダンス表彰	・ダンス MC ・ダンス著名人 ・ダンス発表者	本項目は大阪府教育庁が企画・進行及び出演者調整を実施
エ	10 分	エンディング	・主催者挨拶 ・フォトセッション	・主催者 ・ウの出演者	

なお、ウのダンスコンテストについては、大阪府教育庁でプログラムの企画及び出演者の

調整を行うため、受注者は連携して運営すること。また、ダンスコンテストに要する費用（EXPO サミット共通のステージ機材費用、ホールや付帯設備等の使用料や付随費用等を除く。）は大阪府教育庁が負担することとし、受注者に当該費用が発生することはない。

5 委託業務内容

（１）事業全般に係る企画調整及び運営業務

（企画の総合調整・運営及び管理、事業に関する調整、警備計画の作成、実施等）

ア 企画の総合調整・運営及び管理

① 企画原案の作成

未来を担う高校生の「いのち輝く未来社会」の実現に向けた想いやアイデアを表現する場であり、本取組みを府内・全国・世界へ発信することで、受け手も本取組みについて主体的に検討するきっかけとなる、ステージプログラムの内容（４（４）ア、イ及びエ）をすべて盛り込んだ企画原案を作成すること。あわせて会場の設営から撤去までの事業スケジュールも示すこと。

本イベントについては、万博会場で実施するにふさわしく万博や未来社会を感じられる内容とするとともに、万博参加国等との国際交流や会場内外で本イベントを共有できる企画内容とすること。また、全てのプログラムと整合性の図れた内容にするとともに、MC 及び著名人を登用し訴求力のある舞台演出など発信力の高いものにする

こと。
なお、イベント内容について発注者から提案を行う場合がある。この場合、発注者の提案について十分に協議のうえ反映できるようにすること。

＜各ステージプログラムの留意事項＞

- a) 「４（４）イ EXPO サミット」については、令和６年度高校生向け EXPO 教育プログラム活用事業業務で決定した高校生による発表とし、４（４）イの著名人等が講評を行う。また、作文の朗読は小中学生向け「EXPO 作文コンクール」の入賞者３名程度が作文の朗読を行うとともに、作品を会場内に展示する。

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/banpakusuishin/0000630455.html>

- b) 「４（４）ウ ダンスコンテスト」については、大阪府教育庁等と連携して実施すること。

② 開催概要

本イベントの概要、イベント名称及びプログラムのタイムスケジュール等の情報を掲載した開催概要を作成すること。

③ 来場者の対応事務

来場者の受付等の手続き（問合せ対応、受付等）を行うこと。

④ 出演者のキャスティング及び調整事務

出演者のキャスティング及び調整事務を行うこと。

なお、4（4）ウのダンス MC、ダンス著名人及びダンス発表者は大阪府教育庁で手配し、その出演料等は大阪府教育庁が負担するため経費に含めなくてよい。

⑤ 企画の運営

EXPO サミットの問合せ対応のほか、事業目的を達成し、また本イベントを円滑かつ適切に実施すべく業務全体の企画の進捗管理、必要な機材・備品・物品等の調達、業務の運営を行うこと。

⑥ 発表者のフォローアップ

4（4）イのサミット発表者及び作文入賞者においては、本イベント当日の発表に向けて万博会場でのプレゼンテーションの手法などフォローアップ等を継続的にを行い、円滑に発表に臨める体制を調整すること。あわせて、フォローアップの具体的な手法及びスケジュール等も示すこと。

イ 発注者との連絡調整

発注者と緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。

ウ 運営に必要な制作物の作成等

搬入出車両の証明など事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。

エ 関係機関等（運営施設含む）との連絡調整

駐車場、本イベント当日に使用する会議室、控室等の確保等、運営・設営等に係る詳細についても発注者の指示のもと施設管理者等と調整にあたること。

オ 各種許可申請等に係る業務

使用許可等が必要な場合は、それらの申請資料の作成及び催物開催届など企画の実施に必要な資料を作成すること。

カ 実施マニュアル等必要資料の作成

- ① ステージの進行に要する資料
- ② 製作、設営物に要する資料
- ③ 本イベント当日の会場記録写真資料
- ④ 搬入出、設営撤去マニュアル
- ⑤ その他、発注者が必要と認める資料

キ 警備計画の作成、実施

来場者の安全を最優先に、企画の運営に支障のない警備計画を作成し、その計画に基づき警備を実施すること。また、災害時の対応及び対策も計画に含めること。

（2）広報に関する業務等（WEB サイト等の運用、パブリシティ調整業務）

ア WEB サイト等の運用

発注者が運営・管理するウェブサイト（<https://www.expo-osaka2025.com/summit/>）で本イベントや教育プログラムを広く広報するとともに、本ウェブサイトや、SNS 用ツ

ール、WEB 広告、ポスター、チラシ等により効果的な広報を行うこと。教育プログラムについては、本イベント実施時期に関わらず契約期間中広報を行うとともに、万博閉幕後の活用についても提案すること。なお、ポスター・チラシ等の枚数、仕様等は発注者と協議・調整のうえ決定すること。

広報にあたって必要な写真、画像等を手配するとともに、万博ロゴマーク・公式キャラクター等のデザインの使用については、「2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス（2025ML0）」と調整を行うこと。

イ パブリシティ調整業務

- ① 全国のテレビ、新聞、雑誌等のメディアに取り上げられるよう、事前に効果的な情報発信の計画を作成し、調整を行うこと。
- ② 発注者と調整のうえ、取材要領の作成及び本イベント当日のプレス対応を行うこと。
- ③ 公式写真・映像の撮影及び編集を行い、本イベント当日だけでなく終了後も速やかにメディア等に取り上げられるよう計画・調整するとともに、発注者に写真・映像データを提供すること。

（３）会場設営及び搬入出に係る業務（搬入出・設営撤去計画の策定及び実施等）

ア 搬入出・設営計画の策定及び実施

- ① 設営撤去を安全かつ時間内に完了させるための方策につき十分検討し、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討すること。
- ② 事業開始・終了・搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討すること。
- ③ 設営撤去にあたっては、発注者及び会場施設管理者と十分協議のうえ、養生等の必要な対策を講じるとともに、撤去後は会場の原状回復を図ること。
- ④ 荒天などにより当日又は事前に本イベントの中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について検討すること。

イ 関係機関との協議等

関係機関との連絡調整及び協議をすること。

ウ イベントの記録写真撮影等

デジタルカメラで記録写真（本イベント実施中の様子、警備員の配置時、搬入出時の状況、資機材の配置及び撤去等含む）を撮影すること。撮影した写真は、紙媒体（カラー刷り。縮小版印刷も可。）と電子データ（DVD 等に保存のこと）で発注者へ提出すること。

エ 救護業務

本イベントの実施にあたっては、開催場所を所管する消防署等の指導に従い、急病人、負傷者等の救護体制を整え、災害及び事故等への体制を整え、万全を期すこと。体制等

については会場の施設管理者等と十分調整するとともに、救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。

オ 会場内清掃

本イベント後に実施する会場内清掃計画の作成及び実施。

カ 保険の加入

施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に加えること。ただし、4（4）ウのダンス MC、ダンス著名人及びダンス発表者は含まない。

（4）その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

各種申請に必要な図面資料等の作成等

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。また、本業務の遂行にあたっては、都度、発注者と協議の上で実施すること。

- （1）本業務の実施責任者を配置すること。
- （2）委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- （3）本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- （4）スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- （5）業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

7 提案にあたっての留意点

（1）事業全般に係る企画調整及び運営業務について

- ・事業実施に必要な事項がすべて網羅された企画内容であり、計画性・実現性が高い内容となっていること。
- ・過去に実施した「高校生 EXPO サミット 2024」を単に模倣するのではなく、万博会場で万博会期中に実施するイベントにふさわしく、「いのち輝く未来社会」のアイデアを全国・世界への発信につながる工夫を講じること。
- ・メディアへの露出や一般ユーザーアカウントによる SNS 上での情報拡散が期待できる企画とすること。
- ・本イベントの参加料は無料とすること。ただし、万博会場への入場料は参加者の負担とする。なお、出演者及びスタッフの万博会場への入場料は発生しない。

（2）広報に関する業務等について

- ・全国のテレビ、新聞、雑誌等のメディアに対して効果的な情報発信を行うため、本事業がメディアに広く取り上げられるような手法を提案すること。

- ・とりわけ若年層への効果的な PR のため、SNS やデジタルメディア等を活用した広報活動を提案すること。
- (3) 会場設営及び搬入出に係る業務について
 - ・施設への搬入出や設営撤去にあたっては、安全性が確保され、合理的な作業内容・スケジュールで実施すること。

8 業務計画書及び成果品の提出

(1) 業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

(2) 成果品の提出

事業終了後、令和 7 年 11 月 30 日（日曜日）までに大阪府・大阪市万博推進局機運醸成部推進課あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成したすべての成果品を DVD 等に格納したもの 2 部

＊成果品の作成および提出に際しては、関係者の肖像権を侵害することのないよう対策を講じておくこと。

＊成果品の著作権に関する詳細は、10 (6) に記載する。

＊DVD 等（成果品）の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書 A4 判 2 部

9 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 号及び第 2 号に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で

受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために本イベントに必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に発注者と協議のうえ、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 業務委託料については、委託契約期間内に業務を完了し、発注者の検査に合格したとき、受注者は支払いを請求することができるものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5 年間保存すること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(6) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当

する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

（7）その他の条件

ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。